

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 中間連結貸借対照表</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 純資産（第四十四条―第四十六条）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p>第一節 総則（第七十一条・第七十二条）</p> <p>第二節 株主資本（第七十三条）</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第四節 新株予約権（第七十六条）</p> <p>第五節 少数株主持分（第七十七条）</p> <p>第六節 注記事項（第七十八―第八十一条）</p> <p>第七節 雑則（第八十二条）</p> <p>第五章 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第一節 総則（第八十三条・第八十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 中間連結貸借対照表</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 少数株主持分（第四十三条）</p> <p>第六節 資本（第四十四条―第四十六条）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 中間連結剰余金計算書</p> <p>第一節 総則（第七十一条）</p> <p>第二節 中間連結剰余金計算書の記載方法（第七十二条―第七十五条）</p> <p>第三節 雑則（第七十六条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第一節 総則（第七十七条・第七十八条）</p>

第二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法(第八十

五・第八十六条)

第六章 雑則(第八十七条)

(規則の適用)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」とい
う。)第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十
四条の五第一項(これらの規定のうち第二十四条の五第五項におい
て準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」とい
う。)第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人(以下
「指定法人」という。)についてこれらの規定を法第二十七条にお
いて準用する場合を含む。)の規定により提出される財務計算に関
する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間
連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書
(以下「中間連結財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法
は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和
五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という
。第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところ
によるものとし、この規則において定めのない事項については、一
般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2
(略)

第二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法(第七十

九条・第八十条)

第六章 雑則(第八十一条)

(規則の適用)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」とい
う。)第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十
四条の五第一項(これらの規定のうち第二十四条の五第五項におい
て準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」とい
う。)第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人(以
下「指定法人」という。)についてこれらの規定を法第二十七条に
おいて準用する場合を含む。)の規定により提出される財務計算に
関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中
間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書(以下
「中間連結財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、中
間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十
二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。
第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところ
によるものとし、この規則において定めのない事項については、一
般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2
(略)

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一十五 (略)

十六 自社の株式、連結財務諸表規則第二十九号に規定する連結会社の株式をいう。

十七 自社株式オプション、連結財務諸表規則第二十号に規定する自社株式オプションをいう。

十八 ストック・オプション、連結財務諸表規則第二十一条に規定するストック・オプションをいう。

第五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等（会社、組合その他これらに類する事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一 (略)

二 中間連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、民事再生法（平成十一年法律第

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一十五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等（会社、組合その他これらに類する事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一 (略)

二 中間連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、会社更生法（平成十四年法律第

二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第十七条の二 財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同項第一号中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(ストック・オプションに関する注記)

第十七条の三 中間財務諸表等規則第五条の九(第四項を除く。)の規定は、ストック・オプションを付与している場合について準用する。この場合において、同条第一項中「中間財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

(新設)

(新設)

(継続企業の前提に関する注記)

第十七条の四 中間財務諸表等規則第五条の十の規定は、中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第四号中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(資産、負債及び純資産の分類記載)

第二十一条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の三、第三十二条の二及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同規則第十五条及び第十六条中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同規則第十六条の二中「貸借対照表日後一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

(継続企業の前提に関する注記)

第十七条の二 中間財務諸表等規則第五条の八の規定は、中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(資産、負債、少数株主持分及び資本の分類記載)

第二十一条 資産、負債、少数株主持分及び資本は、それぞれ資産の部、負債の部、少数株主持分及び資本の部に分類して記載しなければならない。

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の三まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同令第十五条及び第十六条中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同令第十六条の二中「貸借対照表日後一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する同規則第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(各負債の範囲)

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の二まで、第五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、同規則第四十七条中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同規則第四十八条の二中「貸借対照表日後一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～四 (略)

2 (略)

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する同規則第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(各負債の範囲)

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の二まで、第五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、同令第四十七条中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同令第四十八条の二中「貸借対照表日後一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債、少数株主持分及び資本の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～四 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第四号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～四 (略)

2～4 (略)

(削る)

第四十三条 削除

3 第一項第三号の引当金のうちに、その金額が負債、少数株主持分及び資本の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4 第一項第四号の負債のうち、その金額が負債、少数株主持分及び資本の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債、少数株主持分及び資本の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～四 (略)

2～4 (略)

第五節 少数株主持分

(少数株主持分の表示)

第四十三条 少数株主持分がある場合には、これを中間連結貸借対照

第五節 純資産

(純資産の分類)

第四十四条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

表の負債の部の次に少数株主持分の科目をもって掲記しなければならない。

第六節 資本

(資本の分類及び区分表示)

第四十四条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもって掲記しなければならない。

2| 財務諸表等規則第六十二条第一項、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式払込金、申込期日経過後における新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3| 連結財務諸表規則第四十二条第三項の規定は、土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金について準用する。

4| 連結財務諸表規則第四十二条第四項の規定は、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額について準用する。

5| 連結財務諸表規則第四十二条第五項の規定は、外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本の換算に用いる為替相場とが異なることによって生じる換算差額について準用する。

6| 連結財務諸表規則第四十二条第六項の規定は、連結会社及び持分

(株主資本の分類及び区分表示)

第四十五条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2 財務諸表等規則第六十二条第一項、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3 連結財務諸表規則第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第四十五条の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の規定は、評価・換算差額等について準用する。

(新株予約権の表示)

第四十五条の三 連結財務諸表規則第四十三条の三の規定は、新株予約権について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財

法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の処分に係る払込金又は申込期日経過後における申込証拠金について準用する。

(自己株式の表示)

第四十五条 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する中間連結財務諸表提出会社の株式は、資本に対する控除項目として中間連結貸借対照表の資本の部の末尾に記載しなければならない。

(新設)

(新設)

務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(少数株主持分の表示)

第四十五条の四 少数株主持分は、少数株主持分の科目をもつて掲記しなければならない。

第六節 雑則

(指定法人の純資産の記載)

第四十九条 指定法人が、中間連結貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないことと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 中間財務諸表等規則第五十二条の二第三項の規定は、前中間連結会計期間の末日の翌日から前連結会計年度の末日までの間において

(新設)

第七節 雑則

(指定法人の資本の記載)

第四十九条 中間連結財務諸表の提出会社が指定法人である場合において、その資本を第四十四条の規定により記載することが適当でないことと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該指定法人の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 中間財務諸表等規則第五十二条の二第三項の規定は、前中間連結会計期間の末日の翌日から前連結会計年度の末日までの間において

株式会社併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第二号中「前中間会計期間」とあるのは「前中間連結会計期間」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

4 中間財務諸表等規則第五十二条の二第四項の規定は、当中間連結会計期間において株式会社併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第三号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

5 中間財務諸表等規則第五十二条の二第五項の規定は、当中間連結貸借対照表日後において株式会社併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第四号中「当中間会計期間」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第四章 中間連結株主資本等変動計算書

第一節 総則

(中間連結株主資本等変動計算書の記載方法)

第七十一条 中間連結株主資本等変動計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 中間連結株主資本等変動計算書は、様式第六号により記載するものとする。

株式会社併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

4 中間財務諸表等規則第五十二条の二第四項の規定は、当中間連結会計期間において株式会社併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同条第四項第三号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

(新設)

第四章 中間連結剰余金計算書

(新設)

(中間連結剰余金計算書の記載方法)

第七十一条 中間連結剰余金計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 中間連結剰余金計算書は、様式第六号により記載するものとする。

(削る)

(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

2 中間連結株主資本変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前連結会計年度末の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

(削る)

(削る)

第二節 中間連結剰余金計算書の記載方法

(中間連結剰余金計算書の表示区分)

第七十二条 中間連結剰余金計算書は、資本剰余金の部及び利益剰余金の部に区分して記載するものとする。

(資本剰余金の部の区分記載)

第七十二条の二 連結財務諸表規則第七十一条の二の規定は資本剰余金の部の区分記載について準用する。この場合において、「期末残高」とあるのは「中間期末残高」と読み替えるものとする。

(資本剰余金増加高に関する表示方法)

第七十二条の三 連結財務諸表規則第七十一条の三の規定は資本剰余金増加高に関する表示方法について準用する。

(資本剰余金減少高に関する表示方法)

(削る)

第二節 株主資本

第七十三条 株主資本は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 株主資本に記載される科目の当中間連結会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3 剰余金の配当は、資本剰余金又は利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4 中間純利益金額又は中間純損失金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第三節 評価・換算差額等

第七十四条 評価・換算差額等は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 評価・換算差額等に記載される科目は、当中間連結会計期間変動

第七十二条の四 連結財務諸表規則第七十一条の四 規定は資本剰余金減少高に関する表示方法について準用する。

(新設)

(利益剰余金の部の区分記載)

第七十三条 連結財務諸表規則第七十二条の規定は利益剰余金の部の区分記載について準用する。この場合において、「期末残高」とあるのは「中間期末残高」と読み替えるものとする。

(新設)

(利益剰余金増加高に関する表示方法)

第七十四条 連結財務諸表規則第七十三条の規定は利益剰余金増加高に関する表示方法について準用する。

額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十五条 財務諸表等規則第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「事業年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第四節 新株予約権

第七十六条 新株予約権は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならぬ。

2 新株予約権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載することを妨げない。

第五節 少数株主持分

第七十七条 少数株主持分は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならぬ。

2 少数株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載する

(利益剰余金減少高に関する表示方法)
第七十五条 連結財務諸表規則第七十四条の規定は利益剰余金減少高に関する表示方法について準用する。

第三節 雑則

第七十六条 第四十九条の規定は、中間連結剰余金計算書について準用する。この場合において、同条中「資本を第四十四条」とあるのは「中間連結剰余金計算書を第七十三条、第七十四条及び前条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

ものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載することを妨げない。

第六節 注記事項

(発行済株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「事業年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第八十条 連結財務諸表規則第七十九条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号、第三項及び第四項中「連結会計年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、同条第三項中「連結会計年度中」とあるのは「中間連結会計期間中」と、同条第四項及び第五項第一号中「連結財

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第八十一条 財務諸表等規則第九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同項三号中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第七節 雑則

第八十二条 指定法人が、中間連結株主資本等変動計算書を作成する場合において、この規則により記載することが適当でない認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第八十三条 (略)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第八十四条 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十五条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定

(新設)

(新設)

(新設)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第七十七条 (略)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第七十八条 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十九条 連結財務諸表規則第七十八条から第八十三条までの規定

は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、同規則第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第八十六条 (略)

第八十七条 連結財務諸表規則第九十三条から第九十六条までの規定は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。この場合において、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、同令第七十八条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第八十条 (略)

第八十一条 連結財務諸表規則第八十七条から第九十条までの規定は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。この場合において、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。